

V 母子・父子家庭及び寡婦福祉

V 母子・父子家庭及び寡婦福祉

1 母子・父子及び寡婦福祉

我が国の母子福祉対策は、古くは昭和4年に制定された救護法により行われ、これによると「13歳以下の幼者」を救護の対象に含め、1歳未満の乳児に限って母子一体救護の必要性を認めていた。しかしながら、当時は世界的な経済不況の影響もあって母子心中が続出したため、昭和12年に母子保護法が制定され、13歳未満の子を持つ母で夫がなく生活が困難な場合には、その母子の生活費が支給されることとなった。

戦後、昭和21年には生活保護法が制定され、全国民に対して最低生活が保障されることとなり、戦前の救護法や母子保護法は生活保護法に吸収される形で廃止された。しかし、母子家庭の置かれている事情から一般家庭と同じ一律の保護では母子福祉の徹底を図ることは難しく、昭和27年に母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定され、母子家庭の経済的自立が図られることとなった。

同法の制定後、母子家庭のための年金制度や児童扶養手当が創設される等、母子福祉施策の関連分野に広がりが見られるようになり、これらの母子福祉対策を総合的に推進するため、昭和39年に母子福祉法が制定された。母子福祉法は、母子福祉資金の貸付等に関する法律の内容をおおむね引き継ぐとともに、母子福祉に関する基本法としての体系を整えたものであった。

母子福祉法の対象は20歳未満の子のいる母子家庭であり、子が成人すると対象外となっていたが、子が成人したからといって直ちに自立できる状態にはなっておらず、寡婦についても総合的な福祉施策を法律で規定することが要望されるようになった。昭和56年に母子福祉法が改正され、寡婦についても母子家庭の母に準じて法的保護の対象とするとともに、法律の名称も「母子及び寡婦福祉法」と改正された。

父子家庭への支援については、児童扶養手当が平成22年から支給対象となり、平成26年には母子及び寡婦福祉法が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、父子福祉資金が創設される等、父子家庭に対する支援が拡充された。

また、母子・父子家庭は、配偶者のない者と児童が基本的構成要件である。これら母子・父子家庭の福祉の増進を図るため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、関係機関と連携をとりながら相談指導を行っている。

相談内容としては、家庭紛争や児童の養育・結婚、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、生活費、教育費、医療費等経済上の問題、就職、生業、住宅等生活上の問題等がある。

(1) 母子・父子家庭の状況及び相談件数

		H30 年度		R 元年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
生活一般	住宅	0	0.0	7	0.8	11(9)	1.3	7(4)	0.9	6(1)	0.8	
	医療・健康	9	1.4	7	0.8	15(1)	1.7	31(6)	3.8	35(5)	4.9	
	家庭紛争	5	0.8	53(43)	6.0	69(60)	7.9	92(84)	11.4	52(41)	7.3	
	就労	5	0.8	22(1)	2.5	19(7)	2.2	28(2)	3.5	14(3)	2.0	
	結婚	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	1	0.1	
	その他	養育費	1	0.1	3(1)	0.4	7(1)	0.8	2	0.2	4(1)	0.6
		借金	0	0.0	2	0.2	6(2)	0.7	6(4)	0.7	6	0.8
		その他	6	0.9	6(1)	0.7	9(3)	1.0	9(2)	1.1	20(8)	2.8
	小計	26	4.0	100(46)	11.4	136(83)	15.5	175(102)	21.6	138(59)	19.3	
児童	養育	25	3.7	38(9)	4.3	57(19)	6.5	66(36)	8.2	51(22)	7.1	
	教育	5	0.8	12(4)	1.4	12(9)	1.4	18(9)	2.2	23(4)	3.2	
	非行	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	
	就職	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0	0	0	
	その他	2	0.3	2	0.2	2	0.2	0	0	6	0.9	
	小計	32	4.8	52(13)	5.9	72(28)	8.2	84(45)	10.4	80(26)	11.2	
経済的支援・生活援護	母子父子福祉資金	576	86.2	678	77.2	624	71.2	489	60.3	436	60.9	
	寡婦福祉資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	
	公的年金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2(2)	0.2	1(1)	0.1	
	児童扶養手当	2	0.3	4(2)	0.5	10(6)	1.1	12(3)	1.5	9(1)	1.3	
	生活保護	2	0.3	1	0.1	6(5)	0.7	3(1)	0.4	4	0.6	
	税	0	0.0	0	0.0	1(1)	0.1	4(1)	0.5	0	0	
	その他	29	4.3	12	1.4	23(4)	2.6	28(2)	3.5	39(4)	5.5	
	小計	609	91.1	695(2)	79.2	664(16)	75.7	538(9)	66.4	489(6)	68.4	
その他	売店設置	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	
	たばこ販売	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	
	公営住宅	1	0.1	16(3)	1.8	5(4)	0.6	10(6)	1.2	3(1)	0.4	
	母子・父子福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	
	母子生活支援施設	0	0.0	15	1.7	0	0.0	3(3)	0.4	5(1)	0.7	
	小計	1	0.1	31(3)	3.5	5(4)	0.6	13(9)	1.6	8(2)	1.1	
合計		668	100.0	878(64)	100.0	877(131)	100.0	810(165)	100.0	715(93)	100.0	

※ 平成 30 年度までは、母子・父子家庭相談の件数を挙げていたが、令和元年度から、母子・父子自立支援員が対応した相談件数を計上している。そのため、母子・父子家庭になる以前からの相談も含まれる。

() 内は母子・父子家庭以外の相談対応件数。

(2) 児童扶養手当

離婚等で父又は母と生計を同じくしていない児童（１８歳に達した年度末・障がいのある児童は２０歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等の母又は父に支給される手当。

（所得制限あり、児童養護施設等入所児童は対象外。）

（令和４年４月以降の支給額）

月額：43,070～10,160 円、児童２人目 10,170～5,090 円加算、３人目以降は 6,100～3,050 円加算

（令和５年４月以降の支給額）

月額：44,140～10,410 円、児童２人目 10,420～5,210 円加算、３人目以降は 6,250～3,130 円加算

① 支給原因別状況

年度	母子世帯					父子世帯					その他の世帯	合計
	離婚	父の死亡	未婚	父障がい	遺棄	離婚	母の死亡	未婚	母障がい	遺棄		
H30	559	3	61	4	1	58	1	0	0	0	10	697
R 元	539	2	60	5	1	53	1	0	1	0	12	674
R2	511	2	69	5	2	46	0	0	0	0	13	648
R3	495	2	71	3	1	44	0	0	0	0	13	629
R4	472	1	71	5	1	39	0	0	0	0	13	602

※該当理由が２つ以上等の場合は、「その他の世帯」に計上

② 支給状況

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
全部支給（人）	345	300	296	275	262
一部支給（人）	352	374	352	354	340
受給者計（人）	697	674	648	629	602
全部停止（人）	150	150	138	140	141
合 計（人）	847	824	786	769	743
支給金額（円）	358,545,860	441,842,200	327,527,810	321,429,890	305,968,930
受給対象児童数（人）	1,073	986	932	901	855

(3) 母子父子寡婦福祉資金

この制度は、母子、父子及び寡婦の方に対してその経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付を行うものである。

貸付金名	貸付対象者		貸付限度額	据置期間	償還期間	利率
	母子 父子 寡婦	その他				
事業開始	父、母	母子・父子福祉団体	3,260,000 円 ※共同で起業する場合は、4,890,000 円	1 年	7 年	無利子
事業継続	父、母	母子・父子福祉団体	1,630,000 円	6 ヶ月	7 年	
修学	父、母子	父母のない児童	別表のとおり	卒業後 6 か月	10 年 専修(一般) は5年	無利子
技能習得	父、母		68,000 円/月の習得期間中 5 年以内 ※自動車運転免許習得 460,000 円 ※各種学校等に入学する場合等で、入学時や 年度初めに必要となる額が貸付限度額の月 額を超える場合は 816,000 円	終了後 1 年	10 年	無利子
修業	子	父母のない児童	68,000 円/月の習得期間中 5 年以内 ※自動車運転免許習得 460,000 円	終了後 1 年	10 年	無利子
就職支度	父、母子	父母のない児童	105,000 円 (特別 340,000 円) ※特別貸付は自動車購入の場合	1 年	6 年	(親) 無利子
医療介護	父、母子		医療 340,000 円(特別 480,000 円) 介護 500,000 円	終了後 6 ヶ月	5 年	無利子
生活	父、母		①技能を習得する期間 141,000 円/月 ※技能を習得する期間で 5 年以内	終了後 6 ヶ月	10 年	無利子
			②医療介護を受けている期間 108,000 円/月 ※医療介護を受けている 1 年以内	終了後 6 ヶ月	5 年	無利子
			③失業している期間 108,000 円/月 ※当該離職日の翌日から 1 年以内	満了後 6 ヶ月	5 年	無利子
			④母子父子家庭の母(7 年未満) 108,000 円/月 ※総額は 2,592,000 円限度 ※期間は母子家庭となって 7 年以内 ※養育費取得のための裁判費用は 1,236,000 円限度	満了後 6 ヶ月	8 年	無利子
			児童扶養手当に準拠した額の範囲内/月 ※貸付期間は児童扶養手当等の支給が開始されるまでの期間中、原則 3 か月の範囲内とし 最長 1 年以内	満了後 6 ヶ月	10 年	無利子

住宅	父、母		1,500,000 円（特別 2,000,000 円）			6 ヲ月	6（7）年	無利子
転宅	父、母		260,000 円			6 ヲ月	3 年	無利子
就学支度	父、母子	父母のない児童	学校区分	自宅	自宅外	修学又は修業修了後 6 ヲ月	10 年 修業施設・専修（一般）は 5 年	無利子
			小学校	64,300 円				
			中学校	81,000 円				
			高校・高専・専修（一般、高等）	150,000 円	160,000 円			
			私立高校・専修（高等）	410,000 円	420,000 円			
			国公立大学・短大・専修（専門）	410,000 円	420,000 円			
			私立大学・短大・専修（専門）	580,000 円	590,000 円			
			国公立の大学院	380,000 円				
			私立の大学院	590,000 円				
			修業施設	272,000 円	282,000 円			
結婚	父、母		310,000 円			6 ヲ月	5 年	無利子

- 〈注〉 ・ 貸付を受けるには連帯保証人が必要。
- ・ “据置期間”の特記がない資金については貸付日 (期間) から。
 - ・ “償還期間”は、据置期間経過後。
 - ・ 支払期日まで納入されない場合、元利金につき年 3.0% の違約金が徴収される。
 - ・ 修学資金は、県高等学校奨学金、(独) 日本学生支援機構奨学金などの同種の奨学資金制度による学資資金の貸付を受けている方については、貸付対象外。(奨学金との差額を限度としての貸付は可)

別表 (単位 : 円 令和 3 年 4 月 1 日から適用)

				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
修学資金貸付限度額 (月額)	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
			自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
		私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
	高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
	専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
			自宅外通学	78,000	78,000			
		私 立	自宅通学	89,000	89,000			
			自宅外通学	126,500	126,500			

修学資金貸付限度額(月額)	短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
			自宅外通学	96,500	96,500			
		私 立	自宅通学	93,500	93,500			
			自宅外通学	131,000	131,000			
	大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
			自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		私 立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
			自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
	大学院 (修士・博士前期課程)	国公立	自宅通学	132,000	132,000			
			自宅外通学	132,000	132,000			
		私 立	自宅通学	132,000	132,000			
			自宅外通学	132,000	132,000			
	大学院 (博士後期課程)	国公立	自宅通学	183,000	183,000	183,000		
			自宅外通学	183,000	183,000	183,000		
		私 立	自宅通学	183,000	183,000	183,000		
			自宅外通学	183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			52,500	52,500				

※母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金共通

※扶養者の前年所得が682万円を超える場合、限度額は本表と異なる。